

報告第 5 号

平成 25 年度亀岡市下水道事業会計予算の
繰越しについて

平成 25 年度亀岡市下水道事業会計予算に係る建設改良に要する経費を、地方公営企業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり平成 26 年度へ繰越したので、同条第 3 項の規定により報告する。

平成 26 年 6 月 2 日提出

亀岡市長 栗山正隆

平成25年度亀岡市下水道事業会計予算繰越計算書

別 紙

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事 業 名	予算計上額	支 払 義 務 発 生 額	翌 年 度 繰 越 額	左 の 財 源 内 訳			不 用 額	翌年度繰越額に係る 繰越を要するたな卸 資産の購入限度額	説 明
						国 庫 支 出 金	企 業 債	そ の 他			
1 資本的支出	1 建設改良費	公共下水道に 係る計画設計	円 14,000,000	円	円 14,000,000	円	円	円 14,000,000	円	円	円 関係各機関の調 整等の遅延によ る
		処理場 電気設備等工事	121,800,000		121,800,000	66,415,000	49,200,000	6,185,000			関係各機関の調 整等の遅延によ る